

防災用品の購入費用を補助します

1 申請できる方（次の要件を全て満たす方）

- ・ 防災用品の購入・設置時と申請時に相模原市に住民登録のある方
- ・ 本人及び同一世帯の人が本補助金の交付を受けていない人

※本補助金の申請は、1世帯につき1回までです。申請は世帯主の方でなくても可能ですが、領収書又はレシートに記載されている購入者名と申請者は同一の方である必要があります。

2 補助額

設置費及び購入費（税込）の2分の1 補助上限額 10,000円

※補助上限額以内であれば複数の防災用品を合算しての申請も可能です。

3 対象となる防災用品（7品目）

- 感震ブレーカー
- 家具転倒防止器具
- 消火器
- 住宅用火災警報器
- 災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレなど）
- ラジオ（ラジオの電波を受信することができる機能を備えているもの）
- 防災用品セット（複数の防災用品が1つのセットとして販売されているものに限り）

※令和8年9月15日以降に購入・設置したものに限りします。

（注意事項）

- ・ 設置にかかる費用は、購入先の店舗、電気店などの事業者が設置作業を行った場合に限り補助対象となります。
- ・ 防災用品の取り付けに必要な部材等（固定用の金具やネジ・配線類）や作動に必要な電池や消耗品等は補助対象外となります。
- ・ 送料、購入に係る交通費は、補助対象外となります。
- ・ 購入先の指定はありません。インターネットでの購入も可能ですが領収書が発行できる購入先にて購入してください。
- ・ 各種ポイント、クーポン、ギフト券、商品券などでの購入分は、補助対象外となります。
- ・ 個人間売買やフリーマーケットサイト（アプリ）等での購入分は補助対象外となります。
- ・ 新築住宅（建築費用に防災用品が含まれるもの）は補助対象外となります。
- ・ 賃貸住宅に設置する場合は、トラブルにならないように、あらかじめ所有者の同意を得るようにしてください。

4 申請受付期間

令和8年10月15日（木）から12月15日（火）まで

※予算額に達した場合は、受付期間内であっても事前の予告なく、予定より早く受付を終了する場合があります。

※申請は先着順です。申請を受け付けた場合でも、予算額の状況等により補助金の交付を受けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5 購入から申請の流れ

(1) 対象となる防災用品を購入・設置（9月15日以降）

購入・設置の際は、次の事項が記載された領収書又はレシートを受け取ってください。

- ◎領収日 ◎購入した店舗名または工事業者名 ◎購入者名
- ◎支払金額 ◎購入・設置をした品目の名称・型番等の記載

(2) 補助金の申請（10月15日から）

◆電子で申請する場合

右記の二次元コードから特設ページにアクセスし、申請フォームに必要事項を入力してください。



(市ホームページ)

◆紙で申請する場合

次の6つの書類を各区役所地域振興課、各まちづくりセンター、各出張所、各連絡所へ提出してください。※郵送の提出はできません。

- ①補助金交付申請書兼報告書（別紙）
- ②補助金交付請求書（別紙）
- ③領収書又はレシート
- ④本人確認書類の写し（免許証、マイナンバーカードなど）
- ⑤振込先口座情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義）が確認できる書類（通帳又はキャッシュカード等の写し）
- ⑥購入・設置した防災用品の写真

※防災用品1品につき1枚撮影してください。防災用品セットの場合は、セット全体が分かるように1枚撮影してください。

※書類の書き方の説明や提出書類の確認は、各区役所地域振興課のみで行います。その他の場所へ提出する際は、提出書類をまとめて封筒に入れて、提出をお願いいたします。

※委任状について

何らかの理由で代理人が申請を行う場合は、委任状が必要となります。

委任状の様式は任意ですが、参考様式を市ホームページに掲載しています。また、上記添付書類に加え、申請者（代理人）の本人確認書類の写しが必要となります。

(3) 補助金の交付（11月以降）

補助の要件を満たしているか、提出書類に不備がないか等を確認し、交付決定通知書を郵送するとともに、指定された口座へ補助金を振り込みます。

6 問合せ先

相模原市コールセンター 電話 042-770-7777
(担当：危機管理統括部)